

# 放送コンテンツの権利処理一元化 の促進に向けた実証実験の概要

平成 23 年 4 月 14 日

放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会座長

弁護士 末吉 互

# 1. 放送コンテンツの権利処理一元化の促進に向けた実証実験

## 目的

インターネット上でのコンテンツの活用を図るため、権利処理窓口の一元化を推進することにより、権利処理業務に要する時間とコストを削減し、インターネット等による放送コンテンツの二次利用の促進を図る。

## 現状と課題

放送コンテンツの二次利用は改善しつつある。

地上テレビ番組の2次利用率：約21%（平成21年度）

平成20年度	約20%
平成19年度	約16%
平成18年度	約13%

地上テレビ番組は、二次利用に関する契約が定められていない場合が多く、その場合には、すべての権利者に改めて許諾を得る場合がある。しかしながら、すべての権利者からの許諾を得るには、膨大な時間とコストが必要。また、不明権利者の探索にも、多大な労力が必要

地上テレビ番組の場合、多くの実演家ならびに、放送事業者、番組製作会社、原作者、脚本家等の多岐に亘る権利者の許諾が必要。

**権利処理業務に要する時間とコストを大幅に削減し放送番組の電子配信の推進が必要**

## (1) 関係者による取組

### 映像コンテンツ権利処理機構(aRma)設立

- ・総務省「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」で権利者サイドから設立が表明
- ・放送コンテンツの二次利用に係る円滑な権利処理を実現することにより、デジタルネットワーク上のコンテンツ流通の促進と、これによる実演家への適正な対価の還元の実現への寄与を目的として「日本音楽事業者協会、日本芸能実演家団体協議会、日本音楽制作者連盟」の3団体が設立。（平成21年6月）

## (2) 総務省の実証実験

- 「権利処理窓口の一元化」
- ・権利者団体ごとに分散している権利処理の受付窓口を一元化することにより、二次利用者の権利処理の煩雑化を解消
- 「不明権利者探索の効率化」
- ・著作権法の一部改正（平成22年1月施行）による不明権利者の裁定制度と連動した不明権利者探索業務の効率化

## (3) 権利者団体と放送事業者による連絡会の設置

- ・権利処理円滑化を促進する関係者による情報共有の場を設置

## (4) 海外番販に係る権利処理円滑化WGの設置

- ・海外番組販売の主要対象地域ごとの権利処理の障壁や、海外番販に必要な権利処理の内容等を検討

## 2. 放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会と実証実験の概要

### ◆ 放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会

官民の関係者により、平成22年6月「放送コンテンツ権利処理円滑化連絡会」が設置され、これまで3回の会合を実施

#### ・連絡会の構成

有識者	潮見坂綜合法律事務所	末吉 互 (座長)	弁護士	放送事業者	日本放送協会	大路 幹生 石井 亮平	ライツ・アーカイブスセンター長 ライツ・アーカイブスセンター業務主幹
	権利者団体	(社)日本音楽事業者協会	堀 義貴		常任理事 / (株)ホリプロ	日本テレビ放送網(株)	笹尾 光
中井 秀範			理事 / 吉本興業(株)		(株)テレビ朝日	入江 武彦	コンテンツビジネス局 契約著作権部長
山崎 博司			事務局長		(株)TBSテレビ	植井 理行	編成制作局 メディアライツ推進部長
日本芸能実演家団体協議会 実演家著作権隣接権センター(CPRA)		椎名 和夫	運営委員会運営委員		(株)テレビ東京	池田 朋之	コンテンツ契約局 局長兼ライツ推進部長
(社)音楽制作者連盟		上野 博	常務理事		(株)フジテレビジョン	小川 晋一	編成制作局 編成担当局長
		緒方 庶史	常務理事兼事務局長		総務省	新井 孝雄	情報流通行政局 情報通信作品振興課長
	松野 玲	理事 / (株)アミューズ					
(社)映像実演権利者合同機構 (PRE)	浅原 恒男	代表理事 / (社)日本俳優協会	文化庁		川瀬 真	長官官房著作権課 著作物流通推進室長	
	内田 勝正	副代表理事 / 協同組合 日本俳優連合					
				オブザーバー			

### ◆ 実証実験

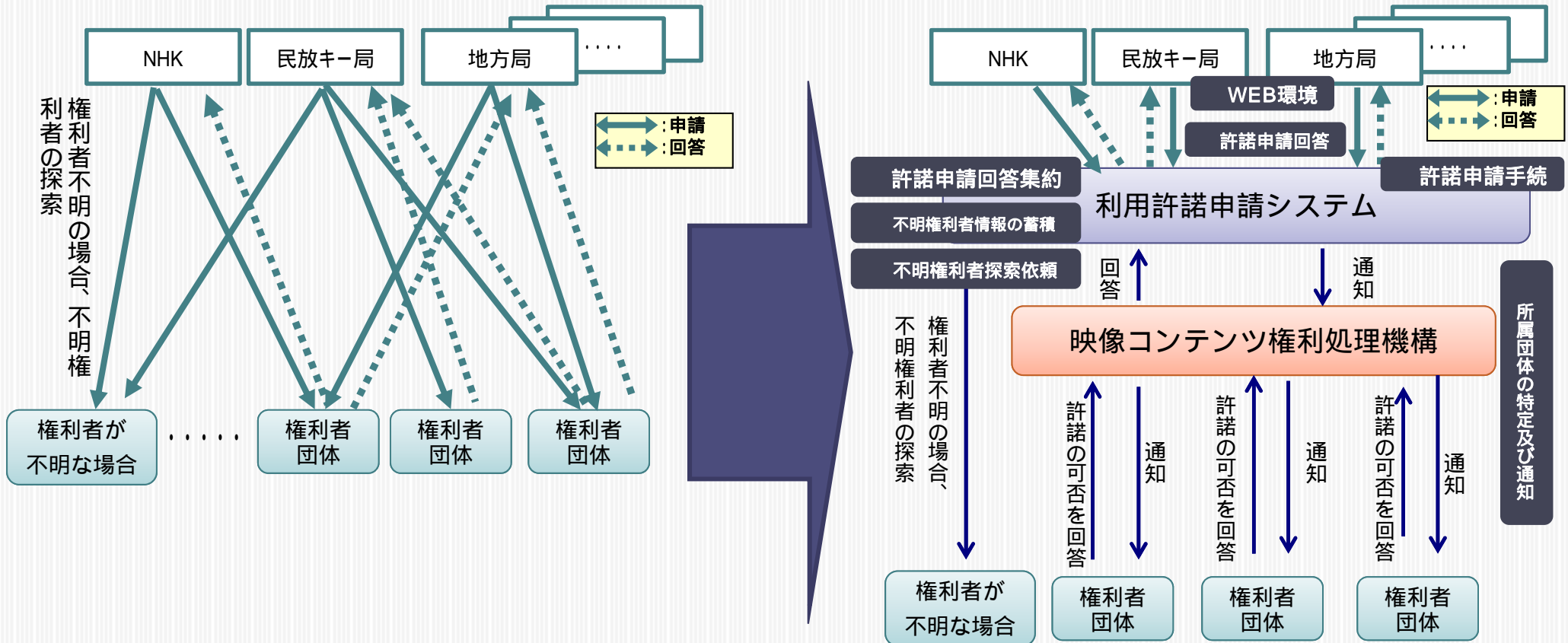
#### 【実証実験での検討事項】

- (1) 放送コンテンツの流通促進に向けて、権利処理業務の円滑化を図るための権利処理窓口の一元化の効果的な手法に関する調査・分析
- (2) 不明権利者の探索の効果的な手法に関する調査・分析
- (3) (1)、(2)の手法に関する実証実験

# 3 . 実証実験の概要

Vision : 「権利処理窓口の一元化」と「ICTの活用による権利処理作業の効率化」  
 不明権利者探索の効果的・効率的な手法の設定

上記による、権利処理業務にかかる時間とコストの削減、二次利用の円滑化促進



## 【実証実験システムで構築した機能】

- Webを用いた電子申請
- 放送事業者等が許諾申請手続きを行う機能
- 実演家の所属団体の特定及び結果を該当団体に通知する機能
- 権利者団体から許諾回答手続きを行う機能

- 許諾申請回答の集約・情報提供機能
- 不明権利者の情報を蓄積する機能
- 権利処理システムから不明権利者探索依頼をする機能

## 4 . 実証実験の概要（権利処理窓口一元化）

### 実験概要と結果

目的 権利処理窓口一元化及びICT導入による権利処理円滑化効果の測定、最適なシステムの技術要件と業務フローの策定

手法 利用許諾申請システムのプロトタイプを構築・検証（利用許諾申請の実施トライアル、放送事業者・権利者団体アンケートによる評価）

### 定量評価

- 時間の短縮効果の試算～アンケート結果より試算  
（一元化前の作業時間と比較した、一元化後の作業時間の削減率）

	現在の効果 (ネット配信)	期待効果 (ビデオグラム化・番販を含めた全体)
合計	<b>35.4%削減</b> (放) 26.8%削減 (権) 40.2%削減	<b>43.3%削減</b> (放) 45.8%削減 (権) 41.9%削減
窓口一元化の効果	<b>9.3%削減</b> (放) 4.5%削減 (権) 12.1%削減	<b>9.3%削減</b> (放) 4.5%削減 (権) 12.1%削減
ICT導入の効果	<b>26.0%削減</b> (放) 22.3%削減 (権) 28.1%削減	<b>34.0%削減</b> (放) 41.3%削減 (権) 29.9%削減

(放) : 放送事業者、 (権) : 権利者団体

新システムに移行した際に発生する時間増加要因は除いて試算した。

### 定性評価

- 効果～アンケート結果より

#### 窓口一元化の効果

- ・窓口が1つになり受付の手間が短縮
- ・一元的に管理された申請情報の関係者間での共有
- ・統一申請フォームによる仮申請から本申請までのスムーズな業務処理

#### ICT導入の効果

- ・申請書作成・チェック速度向上
- ・過去の申請情報の再利用
- ・利用区分（ネット配信・番販・ビデオグラム）をまたぐ申請情報の一元管理
- ・統合データベースにおける実演家自動振り分け機能による効率化
- ・過去情報の蓄積と、検索による情報提供機能の効率化

### 【結果と課題】

- ・実証実験システムの利用により、大きな権利処理時間の削減効果がみられた。
- ・窓口一元化の対象をネット配信からビデオ・番組販売への拡大により、ICT導入の効果が拡大することが期待される
- ・窓口一元化の範囲(受付～支払いまでの業務工程の一元化)等による、一層の時間短縮が課題

# 5 . 実証実験の概要（不明権利者探索）

## 不明権利者探索の概要

- 著作権法改正（平成22年1月）によって、実演家の所在不明の場合にも、裁定制度が利用可能、要件（相当な努力）が明確化され、政令で規定、裁定申請の際に担保金を供託すれば、裁定結果が出る前でも暫定的な利用が認められる。同年5月、「相当な努力」に係る具体的な方法が明示。

## 実験概要と結果

目的 裁定制度の要件を満たし、ICTを活用した不明権利者探索業務の効率的・効果的な手法の検証

手法 ICTシステムを用いた不明権利者探索の業務フローを設定し、aRmaと協力した不明権利者探索の実験を実施

## 探索フローを構築

【各探索を個別にテストし、連絡先候補発見率と作業効率を考慮】

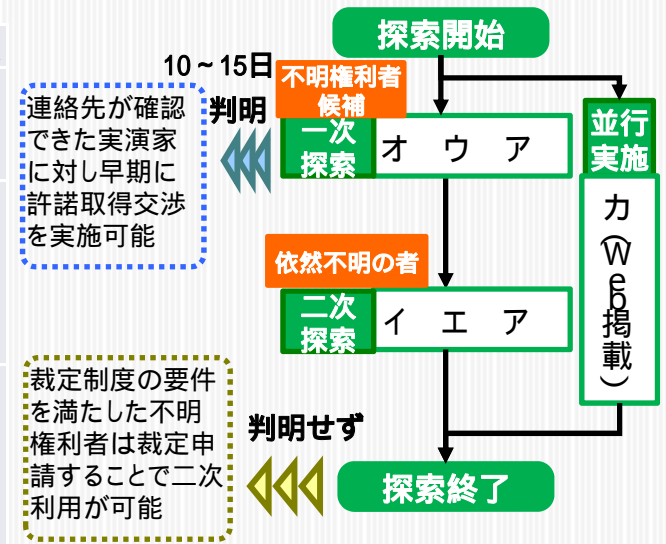
連絡先候補発見率が高い探索を一次探索に設定し二次探索対象を削減  
発見率が同等の場合は、作業負荷がより低い探索を優先  
ア)名簿・名鑑探索は2冊以上の閲覧が必要だが、書籍の掲載内容に重複があるため一次と二次に分けることで作業時間を短縮

	発見率	作業負荷	
オ 著作者団体への照会 	高	やや小	↑ 一次探索
ウ 著作権管理事業者等への照会 	高	やや大	
ア 「タレント名鑑」探索 	中	中	↓ 二次探索
イ インターネット探索 	中	やや大	
エ 申請TV局以外への照会 	低	やや大	
ア 「出演者名簿」探索 	中	中	
カ Web掲載 	低	やや大	

## 探索フローを用いて一貫した探索を実施

【探索結果概要】

出演者	380人	
出演者のうち、不明権利者候補人数	29人	10~15日 判明
連絡先が確認できた実演家に対し早期に許諾取得交渉を実施可能	10人	
探索結果	不明権利者として、裁定制度の要件を満たす「相当な努力」が完了した人数	19人



## 【結果】効率的、効果的な不明権利者探索

- 要件を満たした実演家については、裁定申請を行い文化庁長官の裁定を受けることにより、補償金供託のうえ二次利用が可能となる。裁定を受ける前であっても、担保金を供託すれば裁定前利用ができる。
- 一方、連絡先が確認できた10人の実演家については、申請者が実演家に対して許諾取得交渉を行うことが可能となる。

## 【課題】

Web掲載期間が定められているため、「相当の努力」の要件をすべて満たすには40~45日程度を要する。

所在が判明した権利者に対しては、二次利用者が当該申請番組の利用許諾を取ることもなる。これらの点に関する効率化の検討は今後の課題である。

## 6 . 権利処理円滑化に向けた課題と今後のあり方

ICTを活用した権利処理窓口一元化と不明権利者探索業務が権利処理円滑化に寄与していることが明らかになった。新たなコンテンツ流通形態への対応や権利処理窓口の一層の効率化等の課題解決の必要性も明らかになった。

### (課題)

#### 新たな流通経路への拡大

- ・海外へのコンテンツ展開や新たな流通経路へのコンテンツ配信に対応する必要がある

#### 権利処理一元化の効率化

- ・現状では申請許諾窓口の一元化にとどまり、効率化に限界がある

#### 個人情報保護、システム脆弱性への対応

#### 不明権利者探索の一層の効率化検討

### (対応)

#### 窓口一元化業務範囲の拡大

- ・新たな利用形態への対応（海外番販、同時再送信等）

#### 業務工程全体の一元化システムによる権利処理の効率化

- ・申請受付から支払いまでの一貫した窓口一元化による権利処理の効率化

#### セキュリティ強度の向上等、放送局や番組制作会社のシステムとの連携のあり方の検討

- ・他ジャンルへのノウハウの転用や成果展開の可能性

#### 実演家に係る不明権利者の探索フローの効率化

- ・不明権利者探索の効率的な運用
- ・所在判明権利者に係る委任取得の促進